

# 広島市馬木近隣運動広場に係る指定管理者候補者の選定について

広島市馬木近隣運動広場について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

## 1 施設の概要

- (1) 所在地  
広島市東区馬木町字釜ノ上892番地の2
- (2) 設置目的  
スポーツの普及及び振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

## 2 選定（非公募）の概要

- (1) 指定管理者候補者名  
福木学区体育協会（広島市東区福田八丁目5番13号）
- (2) 非公募理由  
近隣運動広場は、主に地域住民が利用する施設であり、地元町内会等が鍵の受け払いや除草等を行ってきた実績がある。  
このため、利用実態に即した効果的・効率的な管理が可能である地元町内会等を非公募により指定管理者とする。

## 3 市民局指定管理者指定審議会非公募施設審査部会委員

| 役職  | 職名                  | 氏名     |
|-----|---------------------|--------|
| 会長  | 市民局長                | 杉山 朗   |
| 副会長 | 市民局次長               | 橋場 忠陽  |
| 委員  | 市民局文化スポーツ部長         | 松嶋 博孝  |
| 委員  | 市民局国際平和推進部長         | 村上 慎一郎 |
| 委員  | 市民局国際平和推進部国際化推進担当部長 | 中谷 満美子 |
| 委員  | 市民局人権啓発部長           | 平岡 重宏  |

## 4 審査の概要

- (1) 審査の方式  
市民局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。  
審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- (2) 評価基準  
評価項目

| 評 価 項 目  |
|--|
| 【1 市民の平等利用を確保することができること。】<br>〔評価のポイント〕<br>① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。<br>② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。                               |
| 【2 施設効用が最大限に発揮されること。】<br>〔評価のポイント〕<br>① 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。<br>② 開場日、開館日が利用者のニーズに応えるものになっているか。  |
| 【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】<br>〔評価のポイント〕<br>① 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。<br>② 個人情報等の管理体制は適正か。<br>③ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。<br>④ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。 |
| 【4 管理経費の縮減】<br>提案額が上限額以下となっていること。  |

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

## 5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**福木学区体育協会**を指定管理者候補者として選定した。

| 申請者                  | 福木学区体育協会 |
|----------------------|----------|
| 評価項目 1               | 適        |
| 評価項目 2               | 適        |
| 評価項目 3               | 適        |
| 評価項目 4               | 適        |
| ◎ 指定管理料上限額<br>25万5千円 |          |
| ◎ 指定管理料提案額<br>25万5千円 |          |

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

## 6 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日